

## 役員選任に関する透明性等の確保について

1.公益社団法人日本海難防止協会の使命は、海難防止及び海洋汚染に関する調査研究、周知宣伝、これらに関する国際協力などに関する事業を行い、これらにかかる公益の増進及び活力ある社会の実現に資することです。

そうした組織において、常勤役員である専務理事には、それぞれ次の任務を的確に遂行できる十分な知識技能と適格性が求められます。

このため、公益社団法人日本海難防止協会では、役員を選任の透明性及び適正化を確保するために設置している、有識者による「役員候補者選考委員会」において、次のとおり役員候補者を評価し、下記の理事会に評価結果を提出いたしました。

- (1) 理事長 鈴木 章文(すずき あきふみ)  
選定の理由 長年にわたり、海上交通、海上安全などを中心に幅広く海事に関する経験と知見を有すると共に、さらに管理者としての要職を歴任し、必要とされる能力及び経験が十分であり、理事長として期待できる。
  
- (2) 専務理事 佐々木 幸男(ささき ゆきお)  
選定の理由 長年にわたり、海上交通、海上安全など海事に関する経験と幅広い知見と国際関係業務の経歴などから、国際感覚があり、さらに管理者としての要職を歴任し、必要とされる能力及び経験が十分であり、専務理事として期待できる。
  
- (3) 常務理事 鏡 信春(かがみ のぶはる)  
選定の理由 これまで当協会の常務理事として、適切に業務を遂行してきているところであり、引続き、業務執行理事の一人として、今後とも、事業推進及び組織運営を公正かつ的確に実施されるものと期待できる。

2.令和3年6月24日の定時社員総会（書面審議）で選任された上記理事が、同日の第1回臨時理事会（書面審議）において、上記のとおり、役員に選定されました。